

公的研究費の 不正使用防止等に関する規程

かなざわ食マネジメント専門職大学

令和3年4月1日

公的研究費の不正使用防止等に関する規程

第1条【目的】

1. 本規程は、かなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）における公的研究費の適正な取り扱い及び不正使用防止に関する事項を定めることで、本学に所属する教職員が研究費の管理及び運営を適切に行うことを目的とする。

第2条【定義】

1. 公的研究費とは、国、地方公共団体又はその外郭団体から直接あるいは間接的に配分される研究資金をいう。

第3条【本学の責務】

1. 本学は、本学に所属する教職員が公的研究費の交付を受けて研究を行う場合、法令及び学内規程等に従って大学としての公的研究費の管理・運営を行う責任を果たすものとする。

第4条【教職員の責任】

1. 教職員は、公的研究費による学術研究が社会から負託された公共的、公益的な知的生産活動であることを念頭において本規程を遵守するとともに、公的研究費の使用に関して、公正かつ効率的な使用に努めなくてはならない。
2. 配分を受ける教職員は、公的研究費の管理・運営に関する責任を果たすことを、文書により誓約しなければならない。

第5条【最高管理責任者】

1. 公的研究費の最高管理責任者は学長とし、大学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について、最終責任を負うものとする。
2. 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者およびコンプライアンス推進責任者が、責任を持って公的研究費の運営・管理が行えるよう、リーダーシップを発揮しなければならない。

第6条【統括管理責任者】

1. 統括管理責任者は学部長とし、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について、大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
2. 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、基本方針に基づき、機関全体の具体的な対策を策定・実施・確認し、実施状況を最高管理責任者に報告することとする。

3. 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を策定する。

第7条【コンプライアンス推進責任者】

1. コンプライアンス推進責任者は、本学における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つものとする。
2. コンプライアンス推進責任者は、最高管理責任者が任命する。
3. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次の各号に定める役割を果たすものとする。
 - (1) 本学の研究活動の適正化運用の対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 不正防止を図るため、本学及び関係部署内の公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理監督する。
 - (3) 本学及び関係部署において、構成員が適切に公的研究費の管理・執行を行っているか等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
4. コンプライアンス推進責任者は、自己の管理運営する部局において日常的に実効性のある管理監督を行うために、コンプライアンス推進副責任者を置くことができる。

第8条【不正の防止に対する責任】

1. 第5条、第6条、及び第7条の各責任者が、その管理監督の責任を十分に果たさず、結果的に不正を招いた場合には、就業規則に基づき懲戒処分の対象となる。

第9条【相談窓口】

1. 公的研究費の管理・運営に関する相談窓口を事務局に置く。
2. 事務局は、教職員から公的研究費の管理・運営に関して相談を受けた場合、最高管理責任者に報告し、関係部署と連携して、速やかに対処しなければならない。

第10条【通報の方法】

1. 通報は、顕名によるものとし、相談窓口に対して、書面、電話、FAX、電子メール、面談などを通じて直接行われるべきものとする。
2. 通報は、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもの限り受け付ける。
3. 匿名による通報があった場合において、通報の内容が相当程度信頼に足るものと認められる場合、顕名の通報に準じて取り扱うことができる。

第11条【通報者及び被通報者の保護】

1. 相談窓口への通報者または調査に協力する関係者に対し、単に通報または調査協力し

- たことを理由として、懲戒処分その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。
2. 調査対象者に対し、単に通報されたことを理由として、本規程に定める措置を除き、懲戒処分、研究活動の禁止その他いかなる不利益な取扱いを行ってはならない。

第12条【調査委員会】

1. 最高管理責任者は、第9条第2項の報告及び外部機関からの指摘を受けた場合は、通報等の受付から30日以内に、通報等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を事務局に報告する。
2. 調査を行わないことを決定した場合、事務局は、その旨を理由とともに通報者に通知する。
3. 最高管理責任者は、第1項の報告に係る事案について予備調査が必要であると認めるときは、統括管理責任者に予備調査を行わせることができる。
4. 統括管理責任者は、最高管理責任者から予備調査を行うよう指示があったときは、通報に係る書面に基づき不正行為の存在の可能性、通報理由及び内容の合理性、調査可能性等の有無について調査するものとし、指示を受けた日から14日以内にその結果を最高管理責任者に報告する。
5. 最高管理責任者は、第1項の調査の実施を決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。
6. 調査委員会は、次の各号の委員により構成し、統括管理責任者を委員長とする。なお、外部有識者は、本学及び通報者、被通報者と直接の利害関係を有しない者とする。
 - (1) 統括管理責任者
 - (2) 最高管理責任者が委嘱する外部有識者 2名
7. 最高管理責任者は、委員会を設置したときは、調査委員の氏名と所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。これに対し、通報者及び被通報者は、その通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、最高管理責任者に対して調査委員に関する異議申立てすることができるものとする。

第13条【調査の実施】

1. 調査委員会は、通報者、被通報者その他関係者からの事情聴取等に基づき、被通報者に関わる不正行為の有無及びその内容、関与した者及びその関与の程度等について調査を行い、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為の有無の認定を行う。
2. 不正行為に関する証拠が提出された場合には、被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。被通報者が生データなど本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合、本学が定

める保存期間を超えることによるものである場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

3. 頭名による通報等の場合、原則として、受け付けた通報等に基づき実施する措置の内容を、通報者に通知する。
4. 調査委員会は、調査の終了後、当該調査結果の報告書案を作成し、直ちに最高管理責任者に報告する。
5. 第1項の調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、最高管理責任者に報告する。

第14条【調査中における一時的執行停止】

1. 最高管理責任者は、前条の調査を実施している間は、調査対象者に係る公的研究費の執行を一時的に停止することができる。

第15条【不服申立て】

1. 最高管理責任者は、前条の調査結果を了承したときは、前条の調査結果をすみやかに通報者および被通報者に通知する。
2. 通報者または被通報者は、調査結果に不服があり再調査を希望する場合、通知後14日以内に最高管理責任者に対し、不服申立てを行うことができる。
3. 前項の不服申立てを行うときは、不服申立ての根拠を書面にして、申し立てなければならない。

第16条【再調査】

1. 前条第2項の不服申立てがあったとき、最高管理責任者は、不服申立てに対する再調査を行うか否かを決定する。ただし、不服申立ての根拠が、先の調査結果を覆すに足る合理的なものである場合に限り、再調査を行うものとする。
2. 最高管理責任者は、再調査を行う場合はその旨を、通報者および被通報者に通知する。再調査を行わない場合はその旨およびその理由を、不服申立てを行った者に通知する。
3. 再調査を行う場合、最高管理責任者は、第12条に基づき設置した調査委員会に再調査を命じる。
4. 再調査を行う場合、調査委員会は被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合には直ちに最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は被通報者に当該決定を通知する。
5. 再調査は、再調査の開始から30日以内に完了する。ただし、やむをえない事情があるときは、この期間を延長することができる。
6. 最高管理責任者は、再調査結果をすみやかに通報者および被通報者に通知する。
7. 再調査結果に対する不服申立ては受け付けない。

第17条【秘密保持】

1. 調査関係者は、不正使用の調査等に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第18条【研究費配分機関及び文部科学省への報告】

1. 最高管理責任者は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について研究費配分機関（以下、「配分機関」という。）及び文部科学省に報告、協議しなければならない。
2. 第13条の調査結果に不服申立てがなされた場合、並びに不服申立ての却下あるいは再調査開始の決定を行った場合、配分機関及び文部科学省に報告する。
3. 第13条第4項の報告に基づき、通報等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関及び文部科学省に提出する。
4. 第3項の期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に提出する。
5. 第13条第5項の報告を受けた場合には、速やかに配分機関及び文部科学省に報告する。
6. 第1項から第4項に定める他、最高管理責任者は配分機関及び文部科学省の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を配分機関及び文部科学省に提出する。
7. 調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

第19条【調査結果の公表】

1. 最高管理責任者は、調査の結果、不正を認定した場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容は、不正に関与した者の氏名・所属、不正の内容、機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含む。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。
2. 最高管理責任者は、再発防止の観点から、本学において発生した不正の調査結果及び処分について、教職員に周知する。

第20条【不正使用防止計画の策定】

1. 統括管理責任者は、公的研究費の不正使用を未然に防止するため、その要因を把握・分析し、不正使用防止計画を策定する。

第21条【不正使用防止計画の推進】

1. 不正防止計画を推進する部署は、研究委員会とする。

2. 研究委員会は、研究機関全体の観点から、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 不正発生要因の実態の把握及び検証
 - (2) 不正防止計画の策定及び改善
 - (3) 不正防止計画の推進
 - (4) 不正防止計画の進捗状況の把握及び改善
 - (5) 行動規範の策定
 - (6) 公的研究費及び研究活動の不正防止を推進する啓発・研修・周知に関すること
 - (7) その他公的研究費の不正防止に関する事項
3. 研究委員会の委員長、副委員長及び委員は、統括管理責任者が推薦し、最高管理責任者が任命する。
4. 研究委員会の事務は、事務局が所管する。

第22条【内部監査】

1. 内部監査室は、次の各号に定める内部監査を毎年度実施する。
 - (1) 不正防止計画を推進する部署の管理体制および活動状況を監査する。
 - (2) 本学の実態を把握した上で、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出するリスクアプローチ監査を実施する。

第23条【定めのない事項への対処】

1. 本規程に定めのない事項については、運営会議の意見を聞いて学長が決定する。

第24条【準用】

1. 本学及び民間の研究資金の適正な取り扱い及び不正使用防止に関して、本規程を準用する。

第25条【改廃】

1. この規程の改廃は、運営会議の議を経て学長が行う。

【附則】

1. この規程は、令和3年4月1日から施行する。
2. 令和3年7月1日 改訂・施行
令和3年9月1日 改訂・施行